

事業計画書

(自 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 至 平成 30 年 3 月 31 日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団

はじめに

当法人は、「創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に平成 28 年 2 月 3 日付けで一般財団法人として設立されました。

当法人はこの目的を進めるために、皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、わが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

平成 28 年 3 月 31 日には内閣府へ公益認定申請を行い、同年 8 月 8 日に公益認定を受けることができ、今後、より公益性の高い法人として活動して参ります。

当法人の助成事業は、設立者からの寄附財産及びそれから得られる果実を主たる資金として実施いたします。

1. 実施事業

研究助成事業

マルホ・高木皮膚科学振興財団は皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

1) 第2回 高木賞 の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

ア) 実施根拠

定款第4条第1項第1号 に基づき「皮膚科学に関する研究に対する助成」を実施します。

イ) 目的

皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、この分野の治療、研究の振興を図り、もってわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的とします。

ウ) 概要

【助成対象】 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者。

応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し、申請時に満50歳以下とします。

疫学調査等を行う研究グループの代表者は年齢を問わない。

大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。

1施設から1テーマの応募とします。

【助成金額】 総額 2000 万円

支出想定金額として 500 万円を申請された応募案件の中から 500 万円を 2 件、支出想定金額として 250 万円を申請された応募案件の中から 250 万円を 4 件に助成します。

- 【予定件数】 500 万円助成 2 件 及び 250 万円助成 4 件
- 【助成期間】 平成 30 年 4 月から 2 年
- 【募集方法】 医育機関名簿に記載のある皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内大学へ募集要項を送付します。
- また、財団ホームページに募集要項を掲載します。
- 平成 29 年 10 月 1 日～11 月 30 日の間に所定の応募用紙に記入のうえ、所属機関の所属部門長（教授、部長など）の推薦確認を得た上で、財団事務局へ郵送していただきます。
- 【選考方法】 外部委員で構成する当法人の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法及びその研究計画の妥当性を勘案して書類審査し、平成 30 年 3 月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 【成果報告】 研究報告書、収支報告書の徴求
- 日本皮膚科学会総会セミナー等での成果発表などを検討します。

工) 選考委員会

公益的な観点から助成先を選考するため、皮膚科学に精通した有識者 6 名から構成される選考委員会により公正かつ厳正に評価します。

2) 第 1 回 高木賞 の助成実施

ア) 高木賞 贈呈式

平成 28 年 10 月 1 日～同年 11 月 30 日にかけて第 1 回 高木賞 の募集を実施し、合計 32 件の応募を受け付けました。

平成 29 年 2 月 12 日の選考委員会で選定し、同年 3 月 31 日の理事会で決定した案件について、以下の内容で贈呈式を執り行います。

場所：ホテルオークラ神戸 34 階「星雲の間」（神戸市中央区波止場町 2-1）

日時：平成 29 年 4 月 23 日 16 時～18 時

内容：各受賞者に実施予定の研究内容を発表していただいた後、財団との交流を兼ねた懇親会を実施します。

イ) 第1回 高木賞 受賞者

500 万円の受賞者 2 名 及び 250 万円の受賞者 4 名

ウ) 助成金の支給

受賞者に対し、各所属機関の所定の方法に従い平成 29 年 4 月 1 日以降に助成金を支給します。

2. 法人運営

ア) 理事会

日程	平成 29 年 5 月 19 日 (予定)	平成 30 年 3 月 (予定)
議題	・平成 28 年度 事業報告、決算報告の審議 ・第 2 回 高木賞 募集要項の審議 ・寄附受入、株式購入の審議 ・理事長及び常務理事の職務執行状況の報告	・第 2 回 高木賞 受賞者の決定 ・平成 30 年度事業計画書の審議 ・平成 30 年度予算書の審議 ・理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

イ) 評議員会

日程	平成 29 年 6 月 16 日 (予定)
議題	・平成 28 年度の事業報告 ・計算書類の審議 ・第 1 回 高木賞 受賞者決定の報告

3. 法人財源に関する検討

ア) 財団の財源

当法人の設立趣旨及び目的は、創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この趣旨及び目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした個人・団体からの寄附を運用することで得られる果実を財源とします。

イ) 当法人への寄付

既に、当法人の設立主旨及び目的に賛同頂き、寄附のご約束を頂いている個人・団体があります。

4. 広報活動

財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じて財団の広報活動に取り組めます。

第1回 高木賞 の受賞者についての受賞者名、所属機関、研究テーマを、財団のホームページ等に掲載して財団の広報活動に取り組めます。

以上